無形固定資産													
海底線使用権													
衛星利用権													
施設利用権													
ソフトウェア													
のれん													
特許権													
借地権													
リース資産													
その他無形固定資産													
無形固定資産合計													
電気通信事業固定資産合計													

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同表１の項ハに掲げる機能をいう。

［２・３　略］

［２　略］

様式第17の４の７（第23条の９の３関係）

機能別運転資本計算表（レートベースの運転資本の算定）

	音声伝送交換機能に係る運転資本の額	データ伝送交換機能に係る運転資本の額	ＳＭＳ伝送交換機能に係る運転資本の額
運転資本（年額）			
接続料原価			
—）減価償却費			
—）固定資産除却費			
—）租税公課			
小計			
接続料の収納までの平均的な期間			
運転資本（期間額）			

無形固定資産													
海底線使用権													
衛星利用権													
施設利用権													
ソフトウェア													
のれん													
特許権													
借地権													
リース資産													
その他無形固定資産													
無形固定資産合計													
電気通信事業固定資産合計													

注１　「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項の表１の項イに掲げる機能を、「ＭＮＰ転送機能」は同表１の項ハに掲げる機能を、「ＳＭＳ伝送交換機能」は同表１の項ニに掲げる機能をいう。

［２・３　同左］

［２　同左］

様式第17の４の７（第23条の９の３関係）

機能別運転資本計算表（レートベースの運転資本の算定）

	音声伝送交換機能に係る運転資本の額	データ伝送交換機能に係る運転資本の額	ＭＮＰ転送機能に係る運転資本の額	ＳＭＳ伝送交換機能に係る運転資本の額
運転資本（年額）				
接続料原価				
—）減価償却費				
—）固定資産除却費				
—）租税公課				
小計				
接続料の収納までの平均的な期間				
運転資本（期間額）				